

中小企業・小規模事業経営者の皆さんへ

☆個人保証無しで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費などを残すことができるルールができました！

◆経営者の個人保証について

①事業活動に必要な資産は法人所有とするなど、法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要となること。

②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰る前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に、手元に一定の生活費などが残ることや、`華美でない、自宅に住み続けられること。

③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されること。

などを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が中小企業庁・金融庁主導のもと策定されました。

ガイドラインに基づき金融機関と相談したい方はまずは、中小企業基盤整備機構北海道本部までお問い合わせください。ご相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣します。

【お問い合わせ】

(独) 中小企業基盤整備機構北海道本部

Tel 011・210・7471

町税・保険料・使用料などの納め忘れはありませんか？！

平成 25 年度分の町税・保険料・使用料などの納め忘れはありませんか？お持ちの納付書をもう一度確認し、納め忘れがある場合は納期限内にお納め願います。平成 25 年度の納期限は 5 月 30 日です。

《ご相談ください》

督促状を放置したり、催促を無視しても問題の解決にはなりません。納期限内に納税・納付できない方は、事情によっては分納などの方法もありますのでお早めにご相談ください。お電話・窓口で対応させていただきます。

《ご注意》

未納のまま放置されたり、納税・納付相談などがないまましていると「給与・預貯金の差押え」や「行政サービスの制限」を実施することがあります。

《確認しましょう》

町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者保険料・介護保険料・上下水道料金・公営住宅料・保育料・学校給食費

【相談窓口】

役場企画財政課・徴収対策室 Tel 2・1214

○受付時間 月～金曜日 8 時 30 分～ 17 時 15 分

オホーツク木のフェスティバル

木材・木製品の紹介宣伝と `木、を育てる意義の PR、地域の環境保全に配慮した木と地方の関係を深めた経済活性化を目的にオホーツク木のフェスティバルが開催されます。フェスティバルでは、オホーツク圏で生産された木材・木製品をはじめとする `木、に関わる製品を一室に集めて展示販売が行われます。

■日時 5 月 16 ～ 18 日 10 時～ 17 時（最終日 16 時）

■場所

北見市東三輪 5 丁目 1 番地 4

サンライフ北見

サンドーム北見

スキルアップセンター北見

【お問い合わせ】

2014 オホーツク木の

フェスティバル実行委員会

Tel 0157・25・1331

役場経済課林務係

Tel 2・1200



6 月 2 日は自動車税の納期限です

自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。平成 26 年度の納期限は 6 月 2 日です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は 5 月 7 日に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かないという方は、お問い合わせください。

自動車税納税通知書（バーコードが印字されているもの）は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアからも納税することができます。平日や日中、お仕事などで納税することができない方は、ぜひご利用ください。

事情があって「納期限までに納められない」又は「一度に納められない」などのご相談についてはお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

☆北見道税事務所納税課納税第一・第二係

Tel 0157・25・8686

☆自動車税・自動車取得税に関するお問い合わせ

自動車税の課税について Tel 011・746・1190

自動車取得税の課税につて Tel 011・746・1195

○ホームページもご利用ください

道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim>

札幌道税事務所ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/>

平成 26 年度調理師試験のご案内

平成 26 年度調理師試験が下記のとおり実施されます。

☆平成 26 年度調理師試験

■願書受付 5 月 12 日～ 23 日

■提出先 最寄りの保健所

■試験日時 8 月 28 日

13 時 30 分～ 16 時

（受付：12 時 30 分～ 13 時まで）

■試験地 北見市

■受験資格

高等学校入学資格を有する方で、多人数に対して飲食物を調理して供与する施設等で 2 年以上調理の業務に従事した方。パート又はアルバイトの場合は、週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上勤務している場合に限る。

※願書は最寄りの保健所、支所で 4 月 21 日から配布されています。

【お問い合わせ】

紋別保健所健康推進課健康増進係

Tel 0158・23・3108

こころの健康相談

紋別保健所では今年も広域紋別病院精神科医によるこころの健康相談を実施します。「家族が元気がなく、沈みこんでいる」、「最近、夜眠ることができない」などの心配ごとがありましたら、ぜひご利用ください。

■日程

○5 月 12 日 ○7 月 14 日

○9 月 8 日 ○11 月 10 日

○平成 27 年 1 月 19 日

○平成 27 年 3 月 9 日

■時間 全日程 15 時～ 17 時

■場所 紋別保健所

※ 1 週間前までに予約が必要です。

【お問い合わせ】

紋別保健所健康推進課健康支援係

Tel 0158・23・3108

人権擁護委員制度をご存知ですか？

6 月 1 日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談は無料で、難しい手続きもありません。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が法務局で常時開設されています。また、本町でも下記の日程で特設なんでも相談所が開設されますので、お気軽にご相談ください。

◆特設なんでも相談所

日時 6 月 1 日 13 時～ 16 時

場所 佐呂間コミセン

☆佐呂間町の人権擁護委員

内藤 学峰 氏

桐山三津代 氏

浅田 清 氏

火災以外でも消防車が出動しています！

昨年 11 月から、試験的に消防車出動時にサイレン音を区別した運用を行っていましたが、4 月から消防署と消防団の全車両で正式に運用を開始しました。

消防では、火災以外にも消防車がサイレンを鳴らして出動することがあります。火災以外の主な出動では、交通事故での救助活動や救急隊、ドクターヘリの活動支援を目的とした出動などがありますが、今後、サイレン音の違いにより、`火災、と `火災以外の災害、の区別ができます。

☆火災の出動

サイレン音 ウ～ `カンカン、

☆火災以外の出動

サイレン音 ウ～ ウ～ ウ～

火災や救急出動の内容は「災害情報案内ダイヤル（Tel 0158・49・2131）」でお知らせしています。

119 番を利用しての情報のお問い合わせは緊急通報の妨げとなりますので、絶対にやめましょう。

`むし歯予防デー、のお知らせ

遠軽歯科医師団と北海道紋別保健所の主催で下記のとおり行われます。

○日時 6 月 7 日 12 時～ 15 時

○場所 遠軽町保健福祉総合センター げんき 21

住所 遠軽町 1 条通北 1 丁目 1- 1

○内容

歯科検診及び歯科相談・フッ素塗布・歯や口に関する展示・その他

【お問い合わせ】

紋別保健所健康推進課健康増進係

Tel 0158・23・3108

Information Board

情報掲示板

し尿等処理手数料改定のお知らせ

し尿などの処理については、遠軽地区広域組合（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の施設で処理されています。し尿及び浄化槽汚泥収集（汲み取り）の際にお支払いいただいている、「し尿等処理手数料」が 7 月 1 日から改定されます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆し尿等処理手数料改定

○現行 840 円 /100 ℓ

↓

○7 月 1 日から 960 円 /100 ℓ

※平成 20 年以来、6 年を経過し燃料高騰などの影響を受け料金を改定することとなりました。料金の改定などに関するお問い合わせは下記までお願いします。

【お問い合わせ】

遠軽地区広域組合事務局

Tel 0158・42・7600

遠軽地区広域組合衛生センター

Tel 01586・2・3251

第33回インターナショナル オホーツクサイクリング2014

人のうごき 3月末

【お問い合わせ】
オホーツクサイクリング実行委員会事務局
〒093・0292 北見市常呂町字常呂 323 番地
北見市常呂総合支所内
Tel 0152・54・1361 Fax 0152・54・1362
○大会エントリーページ <http://runnet.jp/>

「すずらん無料法律相談」実施！

町営住宅空家状況

佐呂間町消防団団長が 変わりました

平成 26 年度農業労務
者賃金

佐呂間町農業労務者受入協議会決定

年金機能強化法が施行されました

平成 26 年 4 月 1 日に「年金機能強化法」が施行されたことから、年金給付に関する改正事項を紹介します。

☆子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまでは、夫が亡くなった場合、子のある妻又は子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。

☆未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまでは、未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払い年金）を受け取れる遺族の範囲は「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟・姉妹」でしたが、改正後は `上記以外の 3 親等内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）、まで拡大されます。

☆繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

これまでは、老齢基礎年金の受給権を取得した日から 5 年を経過した日後に繰下げ請求があったときは「請求の翌月から増額された年金が支給」されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、「5 年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給」されます。

☆障がい年金の額改定請求が 1 年を待たずに請求できるようになります

これまでは、障がい基礎年金又は障がい厚生年金を受け

ている方の障がいの程度が増進した場合、その前の障がい状態の確認などから 1 年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障がいの程度が増進したことが明らかである場合には 1 年を待たずに請求することができます。

☆さかのぼって障がい者特例による支給を受けられるようになります

老齢厚生年金の受給者が障がいの状態（障がい厚生年金の 1 級から 3 級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障がい年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢基礎年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

☆年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金の受給者が所在不明となって 1 ヶ月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の方）はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。
※生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。

【お問い合わせ】

北見年金事務所 Tel 0157・25・9635

任意予防接種費用の一部を助成します！

佐呂間町では任意予防接種費用の一部を助成しています。助成対象となる予防接種は義務ではなく任意です。受ける必要性や副反応について十分に理解した上で個人の選択により接種するようお願いします。

◆助成対象予防接種・対象者

助成の対象となるのは、佐呂間町に住所がある方で、接種する本人及び保護者が希望する予防接種の効用と必要性を十分に理解する下記の方です。

①おたふくかぜ助成対象者

1 歳以上中学生以下の未罹患者。

②水ぼうそう助成対象者

1 歳以上中学生以下の未罹患者。

③肺炎球菌（23 価）助成対象者※ 1

2 歳以上中学生以下の慢性心・肺・肝・腎疾患患者、糖尿病、免疫不全者及び 65 歳以上の方。

④子宮頸がん助成対象者※ 2

10 歳以上 45 歳以下の女性の方。

⑤麻しん風しん混合・風しんの助成対象者※ 3

妊娠を予定又は希望する女性、妊娠している女性の夫で、風しん未罹患者及び風しんワクチン未接種者。

※ 1：脾臓摘出を受けた方は健康保険対応となるため助成対象になりません。

※ 2：定期予防接種対象者は助成対象になりません。

※ 3：今年度からの新たな助成になります。風しんは抗体

価が低い又は抗体価が無い女性が妊娠中にかかる、赤ちゃんに先天性風しん症候群という障がいが起こる可能性があります。妊娠中は予防接種が受けられないため対象となる方には助成を利用したの接種をお勧めします。

◆助成金額

規定される接種回数に基づき、1 回の接種に要する費用の 1/2 の額で 5,000 円を限度。(100 円未満の端数は切捨て)

◆助成方法

接種される各医療機関の接種料金を支払後、役場保健福祉課窓口で助成申請手続きを行ってください。後日、指定された口座に助成金を振込みます。

☆申請に必要なもの

○医療機関での領収書。（複写後返却）

○接種済証又は接種内容が確認できるもの。（母子手帳や予防接種手帳など）

○印鑑、振込先の口座番号を確認できるもの。

※接種を受ける際は、医療機関への事前予約が必要となります。実施可能な医療機関や接種費用については、希望する医療機関へ直接ご確認ください。また、中学生以下の方が接種を受ける場合は、母子手帳を必ず持参してください。乳幼児の場合、定期予防接種を十分に考慮し、接種時期を判断してください。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課保健推進係 Tel 2・1212

情報掲示板

国民年金学生納付特例制度のご案内

20 歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限 1 年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

☆所得のめやす

118 万円 + (扶養親族などの数 × 38 万円)

学生納付特例の承認期間は 4 月から翌年 3 月までとなりますが、承認を受けた次の年も在学予定である場合、4 月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

◆国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成 25 年度に保険料納付を猶予されている方で、平成 26 年度も引続き在学予定の方には、3 月下旬に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成 26 年度の申請ができます。（この場合、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成 26 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですが北見年金事務所にご連絡ください。

【お問い合わせ】

北見年金事務所 Tel 0157・25・9635

北見児童相談所移動総合相談室

次の日程で北見児童相談所による「移動総合相談室」が佐呂間町で開設されます。相談は、児童の発達・非行・不登校・しつけに関することや療育手帳の判定など種別は問いません。相談を希望される方は、1 ヶ月前までにお申し込みください。詳しい時間や場所は、相談順番などを決めた後、申込者に直接お知らせします。

◆移動総合相談室開設日

① 7 月 7 日 ② 10 月 27 日

【申込・お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係・保健推進係（保健師）

Tel 2・1212

さろま子育て応援医療費助成事業

佐呂間町では、0 歳～中学生までの医療費無料化を実施していますが、下記の理由で受給者証を使用できなかった場合は、役場保健福祉課、若佐支所、浜佐呂間出張所へ申請して医療費助成を受けてください。

①北海道外の医療機関などで受診した場合。

②医療機関に受給者証の使用を断られた場合。

③保険診療給付に準じて行われる、補装具・コルセット・弱視矯正メガネ・はり灸師の施術などの支払。

④受給者証を提出できずに受診した場合。

■申請に必要なもの

①健康保険証

②印鑑（スタンプ式は不可）

③助成金の振込先口座がわかるもの

④領収書（医療機関、処方箋薬局、補装具作成業者など）

※申請には `領収書、が必要です。紛失された場合は申請することができませんので、`領収書、は大事に保管してください。また、自費診療分、食事代、容器代などの保険適用外分は該当しません。

※学校内行事や交通事故などの第三者行為によるケガなどの治療に該当する場合は、乳幼児等医療費受給者証は使用できません。（損害保険や自動車保険などで保険診療費が賄われてしまう場合など）

■その他の手続き

次の場合は届出が必要です。

○受給者の加入している健康保険証に変更があったとき。

○住所・氏名・保護者・主たる生計維持者などに変更があったとき。

○受給者証を紛失・破損・汚した場合などは、再交付の申請をしてください。

■受給者証を返却していただくとき（受給資格が失われるとき）

○町外へ転出する場合。

○重度心身障がい者（児）、ひとり親家庭等医療費助成金受給者や生活保護受給世帯となったとき。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

交通事故相談所をご利用ください

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員や弁護士が相談に応じています。損害賠償の額が適正かどうか知りたい、示談はどう行ったらよいのかなどお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

Tel 011・204・5220（月～金曜日 9 時～17 時）

セーフティーロード☆サロマ

Traffic Safety

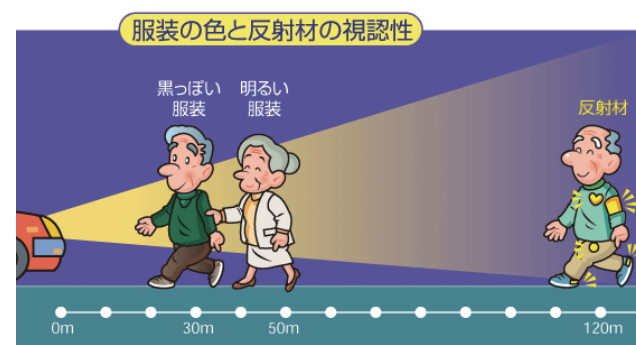
[交通安全]

夜間の歩行者は「夜光反射材着用、!!
運転手は「基本はライトは上向き、で!!

毎年、残念ながら無くならない人身事故。人身事故のほとんどは昼間に起きていますが、死亡事故になると一転して、夜間に集中しています。夜間は、どうしても歩行者の発見が遅れるため、死亡事故につながるが多くなるのです。

歩行者は、交通ルールを守ることもちろん、自分の存在を目立たせることが重要になります。時速 60 km で走行する車が停止するまでに必要な距離は約 44 m。すれ違い用前照灯（下向き：ロービーム）で視認できる距離は 40 m です。つまり、運転手が視認してからブレーキを踏んでも間に合いません。反射材を着用することで、ロービームで約 60 m、ハイビーム時には約 120 m 先でも存在を知ら

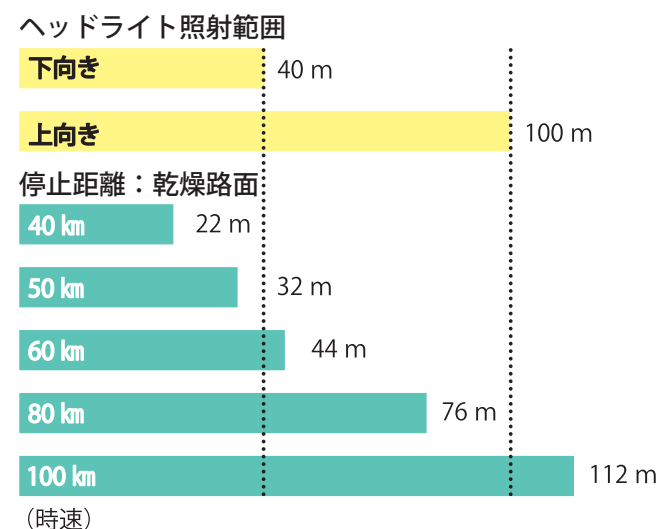
5月に入り少しずつ暖かい日が多くなってきました。仕事が終わってから、夜間にウォーキングやランニングをする方が増えてくる時期です。歩行者は、夜間外出する際には夜光反射材を着用し、運転手は安全運転で、対向車や前方など周囲の車両の走行の妨げにならない限りは、走行用前照灯（上向き：ハイビーム）を点けて走行し、悲惨な交通事故を防ぎましょう。



せることができます。

夜間外出する際は、まずは、「自分の命は自分で守る」を原則に、交通ルールを守り、明るい服装、反射材の着用をお願いします。

夜間、車を運転するときには対向車などの迷惑にならないよう、すれ違い用前照灯（下向き：ロービーム）で走行している方が多いのではないのでしょうか？しかし、道路交通法第 52 条では、夜間の走行時には、対向車がいったり、前方に車がいる場などの場合には、周囲の車の妨げにならないように減光の操作を行わなければならない旨が書かれています。つまり、基本は走行用前照灯（上向き：ハイビーム）であるということです。ロービームは 40 m 以上先を照らすことが禁止されています。すれ違い用前照灯の名前通り、あくまで周囲の妨げにならないようにするためのもののなのです。逆に、ハイビームでは 100 m 先を視認できる性能を求められているため、法定速度内であれば、視認してからブレーキを踏んでも十分停止できる距離を確保することができ、交通事故を防ぐために効果的です。夜間の走行では昼間よりも集中して、安全運転とこまめな上向き・下向きの切り替えを行うようにしましょう。



▼STOP ザ交通事故
小さな手
大きく見せて
わたろうよ
若佐小学校 6 年
千葉 雄 大

▼交通事故発生状況
(平成 26 年 3 月末現在)
発生 2 件 (+2 件)
死亡 0 人 (±0 人)
傷者 7 人 (+7 人)
(一) 内は前年比
発生件数は人身事故の件数

▼交通死亡事故ゼロ運動
265 日 (4/14 現在)



デイライト運動実施中!!
昼間もライト点灯で事故減少の効果!! あなたも参加しませんか? デイライト運動!!



佐藤 大輔 (22 歳)
武道館・温水プール指導係
佐呂間町出身
佐呂間に戻って働けて嬉しいです。まだわからないことだらけですが、若いので元気だけあります! 明るく元気に頑張ります! 体を動かしたい時には、ぜひ、武道館・温水プール Star にお越しください!



杉山沙織 (23 歳)
教育委員会社会教育係
北見市出身
特技はバレーボールで、甘いものが大好きです! まだまだわからないことだらけですが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします!



原 あやか (22 歳)
保健福祉課保健師
佐呂間町出身
わからないことばかりですが、早く仕事を覚えて丁寧に仕事をこなして、町民の皆さんのお役に立てるようになりたいと思います。よろしくお願いします。



原 直道 (22 歳)
企画財政課企画係・計画係
北見市出身
これと決めたものは時間を忘れて取り組める集中力が長所です。町民の皆さんと接する機会もあると思うので、よろしくお願いします。

ご寄附
ありがとうございます

■社会福祉協議会
▼香典返しを廃して

宮前町	大串	富美子さん
富武士	石田	久子さん
西富	十亀	和江さん
幸町	山内	悦子さん
若佐	門崎	友次さん
宮前町	川崎	澄子さん
網走市	片平	正男さん

■共立老人クラブへ
共立 武田 房江 さん

忘れずに
今月は、固定資産税、軽自動車税を納付する月です。忘れずに納めましょう。
事情があつて「納期限までに納められない」又は「一度に納められない」などの納税の相談や、町税について不明な点がありましたら、下記までご相談ください。

■5月の納税
☆固定資産税 (第1期)
☆軽自動車税 (全期)
【ご相談・お問い合わせ】
企画財政課資産税係
徴収対策室
Tel 2・1・2・1・4